

秋田市下水道事業におけるウォーターPPP導入検討 に係るサウンディング型市場調査にむけた事業者説明 【事業概要説明書】

令和8年 3月19日

注意事項 記載内容は確定事項ではありません。

本資料は現時点での導入想定案であり、今後の検討により変更があります。

秋田市上下水道局

目次

- 1 秋田市における下水道事業の概要 (P. 2~P.4)
- 2 秋田市におけるヒト・モノ・カネの現状と課題 (P. 5~P.6)
- 3 昨今の下水道事業におけるクライシス (P. 7~P.8)
- 4 ウォーターPPP導入の必要性 (P. 9~P.12)
- 5 ウォーターPPPの概要 (P. 13~P.24)
- 6 現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較 (P. 25~P.32)
- 7 参加資格要件について (P. 33~P.42)
- 8 今後のスケジュール (P. 43~P.44)

1

秋田市における下水道事業の概要

秋田市における下水道事業の概要

秋田市の下水道事業等の概要（R7.4時点）

本市では、下水道事業（流域関連公共下水道+特定環境保全公共下水道）、農業集落排水事業、個別排水処理事業による汚水処理を実施

- ・ 管路施設（公共+農集）の維持管理に関する第一期包括的民間委託をR4.10～R7.3まで実施
今年度より、第二期包括的民間委託をR7.4からR9.3まで実施中
- ・ 施設（公共+農集）の維持管理に関する包括的民間委託をR5.4からR8.3まで実施中
 - ◎農業集落排水統廃合計画に基づき、計画的な公共下水道への接続を実施中
 - ◎既に管路・施設ともに維持管理包括的民間委託を実践中で、官民連携が図られている

秋田市の下水道事業等の概要

【秋田市】 令和6年度末時点
 行政人口・・・291,412人
 行政面積・・・約906km²

【下水道事業】
 全体計画面積・・・約8,568ha
 事業計画面積・・・約8,212ha
 整備済み面積・・・約6,697ha
 整備率・・・約81.5%
 処理区域内人口・・・279,916人
 下水道普及率・・・約96.1%

【農業集落排水事業】
 処理区域面積・・・約337ha
 処理区域内人口・・・3,951人

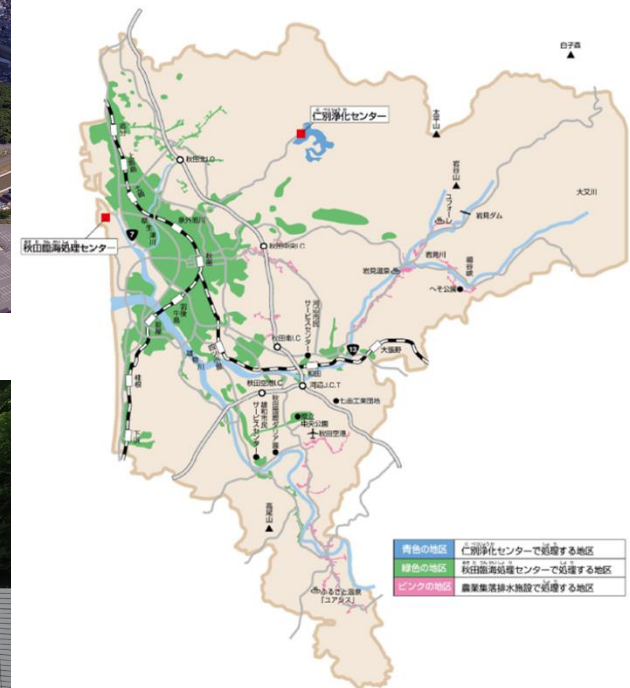
【個別排水処理事業】
 処理区域面積・・・約9ha
 処理区域内人口・・・612人



【八橋汚水中継ポンプ場】



【下北手中央農業集落排水処理施設】

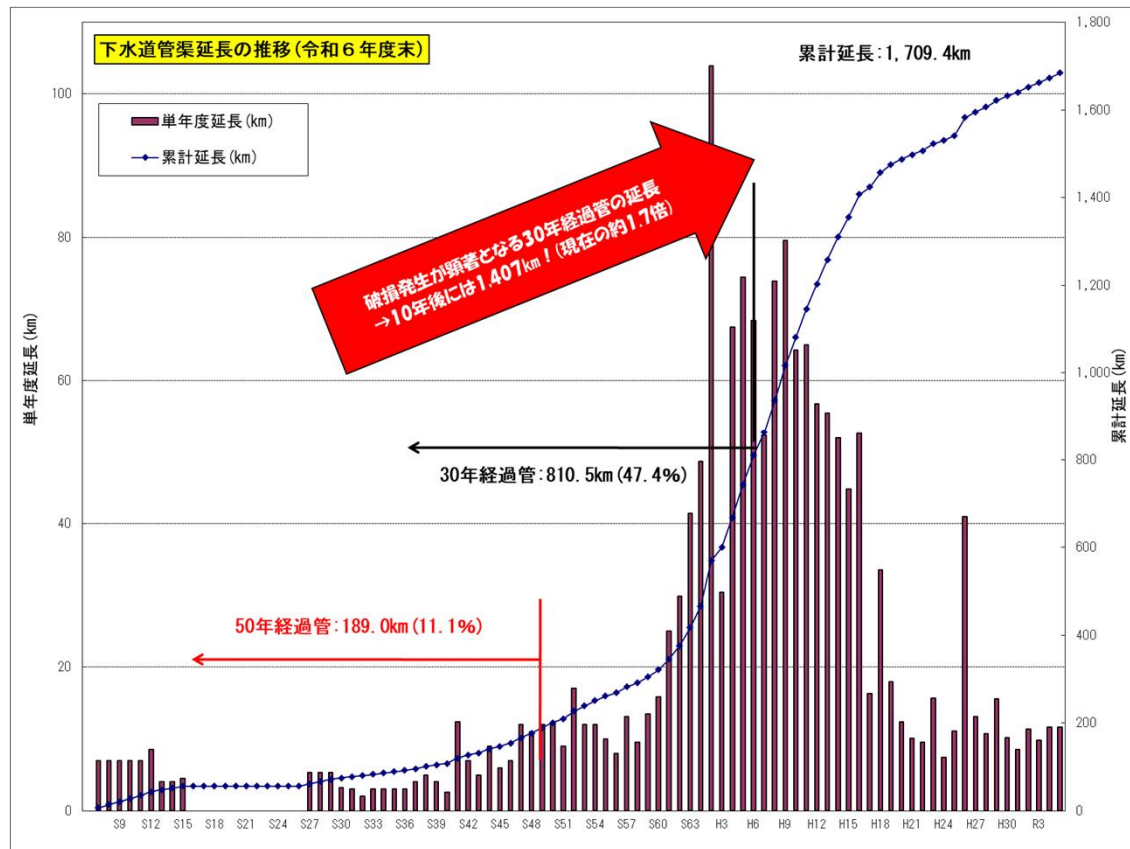


秋田市における下水道事業の概要

秋田市の下水道事業等の概要（令和6年度末時点）

秋田市公共下水道の管きょ総延長は令和6年度末で1,709km、農業集落排水管きょ98kmを含めると、**管きょの総延長は1,807km**となっている。

その内、管きょの標準耐用年数である**50年を経過している公共下水道の管きょは189km**、**破損発生が顕著となる30年を経過している管きょは810km**となっており、**今後は加速度的に改築・更新等の対応が必要となる**ことが予想される。



年度別管きょ延長の推移(公共下水道)

2

秋田市におけるヒト・モノ・カネの現状と課題

秋田市におけるヒト・モノ・カネの現状と課題

課題と 対応方針

秋田市の課題と今後の対応方針

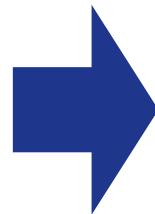
観点	現状分析・課題	今後の対応方針
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> 職員数は一定規模を確保も減少傾向 ⇒更新需要に対応可能な一定の下水道職員の確保や技術継承が困難 	<p>将来の計画的な事業執行に備えて、官民が相補的な関係において、確実な事業運営を実施</p>
モノ	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化管路・施設の増加 計画的な施設改築の実施（予定） ⇒網羅的な改築事業の実施は様々な観点から困難であるため、維持管理を重点に置いた更新計画が必要 	<p>維持管理を起点とした改築更新計画に則り、適切に更新を実施 新設・改築計画と整合を図った維持管理の実施</p>
カネ	<ul style="list-style-type: none"> 行政人口の減少に伴う使用料収入減 更新需要の増大に伴う投資額増 ⇒使用料収入の減少や価格高騰による事業費の増大により、安定的な下水道事業運営が困難 	<p>適正な事業財政計画に則り、民間事業委託を活用することで業務を効率化 水洗化促進による使用料収入の安定的な確保 補助金等の必要財源の調達</p>

下水道事業の課題

ヒト

モノ

カネ



官民連携事業の推進

民間の創意工夫を活かし維持管理の効率を向上させるため、**官民連携事業(PPP/PFI)**の更なる推進を実施

3

昨今の下水道事業におけるクライシス

昨今の下水道事業におけるクライシス

秋田市における下水道事業は、道路陥没や近い将来の大規模地震発生等、様々なクライシスへの対策の重要性が高まっています。

大規模地震

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、震度7を観測し、地盤崩壊や津波、液状化等に見舞われた被災地では、上下水道施設に甚大な被害が発生、水の公共性があらためて認識されました。本市の耐震化計画における、避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の令和11年度時点の耐震化目標は48.1% (78km/162km) となっており、施設の耐震化は確実に進んでいるものの、地震被害へのリスクは依然として有しています。



マンホール浮上の様子
(国土交通省国土技術政策総合研究所より)

陥没事故

八潮市の陥没事故（令和7年1月28日）など、各地で道路陥没事故が発生しています。

これらの事故の背景には、老朽化した下水道管きよの破損や空洞化があるとみられ、交通の寸断や周辺住民への不安といった影響も少なくないと考えられます。

このため、老朽化している施設の修繕・改築を確実・早期に進める必要があります。



(八潮市の陥没事故)

4

ウォーターPPPを導入する必要性

ウォーターPPPの導入目的

包括的民間委託は、コスト縮減効果のみではなく、維持管理の合理化・高度化および**官と民とのより良き事業パートナーシップの構築**を目的とする。

官側

マネジメント

+

民側

実務・ノウハウ

「官側のマネジメント能力」と「民間側の実務能力・ノウハウ」がより適切な形で融合

◇維持管理の合理化・高度化

維持管理の合理化・高度化及び継続的・安定的な維持管理を実現

◇バランスの取れた役割分担の実現

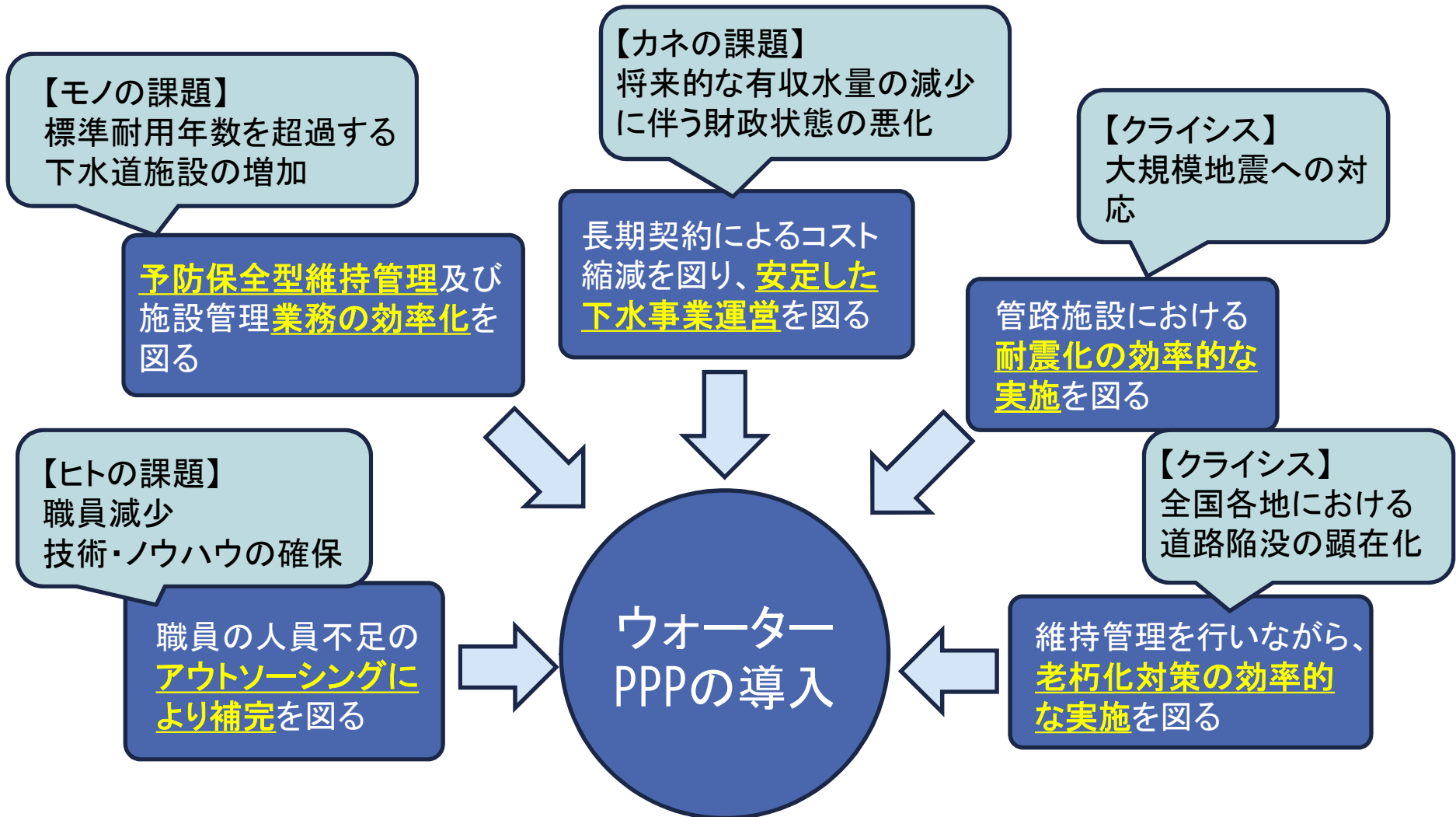
官民双方における「ヒト・カネ・モノ」の課題を視点にした適切な役割分担の実現

◇官と民のパートナーシップの構築

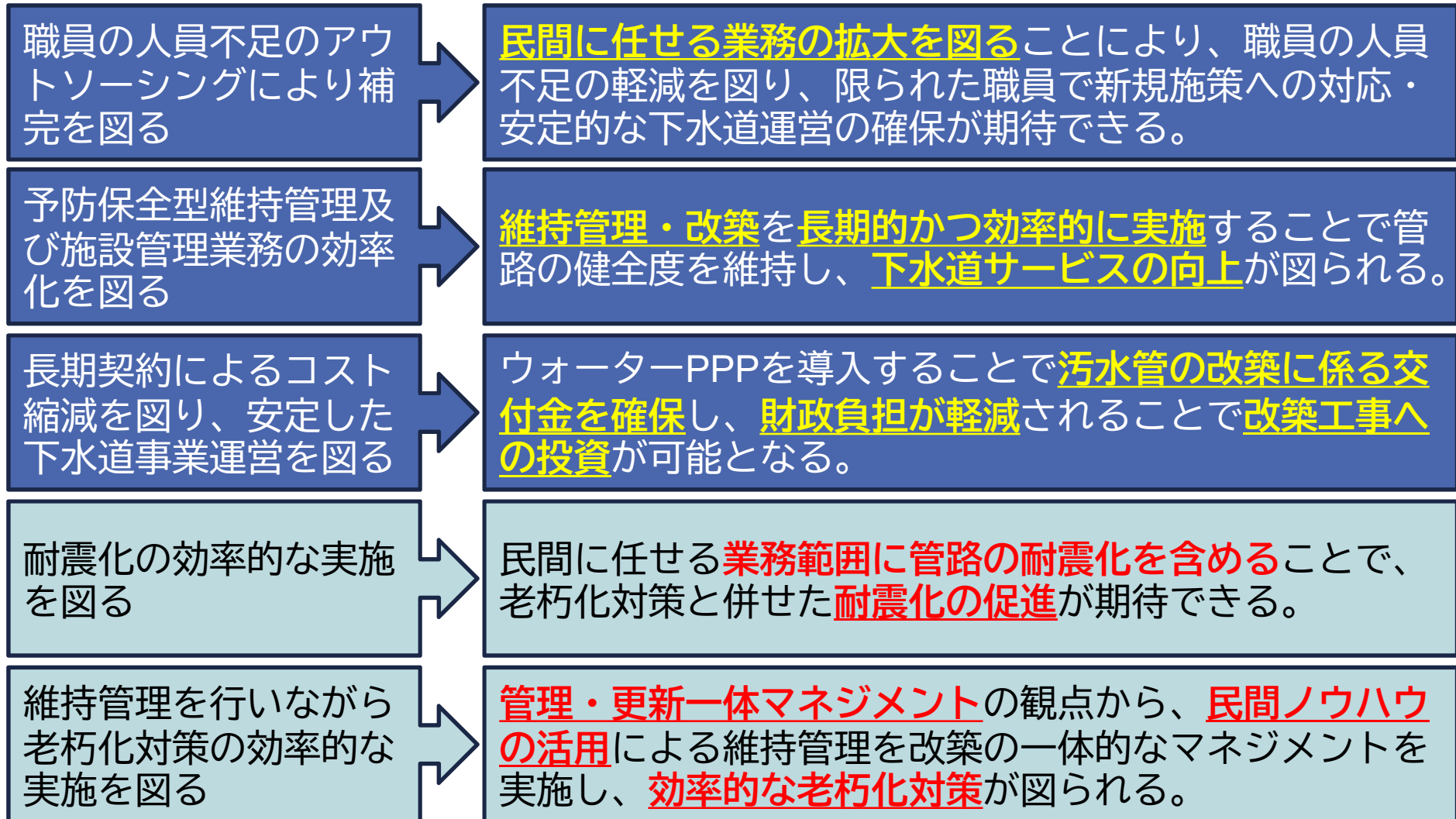
住民サービスの更なる向上が図られると共に、**官と民とのより良き事業パートナーシップを構築**する

ウォーターPPP導入の必要性

課題の解決、クライシスへの対応のため、民間リソースの活用が可能な「ウォーターPPP」の導入が必要。



ウォーターPPP導入による効果



5

ウォーターPPPの概要

ウォーターPPPとは

ウォーターPPPは、コンセッション方式（レベル4）と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称である。

- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- **レベル3.5**は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、**レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式**

図表 1-1 ウォーターPPPの概要

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターPPP**」として導入拡大を図る。
 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP		
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4] 長期契約（10～20年） 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権（抵当権設定） 利用料金直接收受 上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設 長期契約（原則10年）*1 性能発注*2 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) *1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3] 短期契約（3～5年程度） 仕様発注・性能発注 維持管理 修繕 水道：1,400施設 下水道：552施設 工業用水道：19件

出典）内閣府「ウォーターPPPの概要」（R5.6）

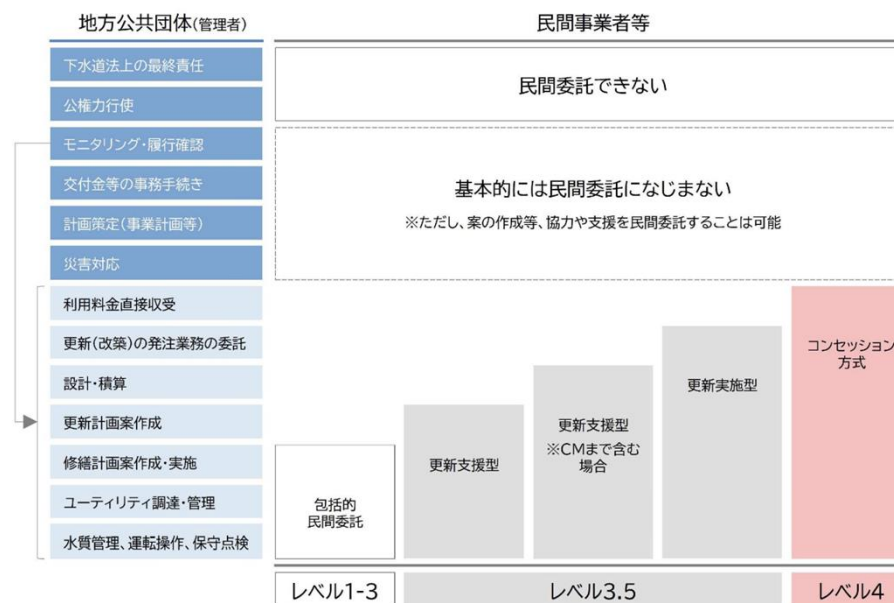
出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

レベル3.5とは

レベル3.5は、①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲(イメージ)



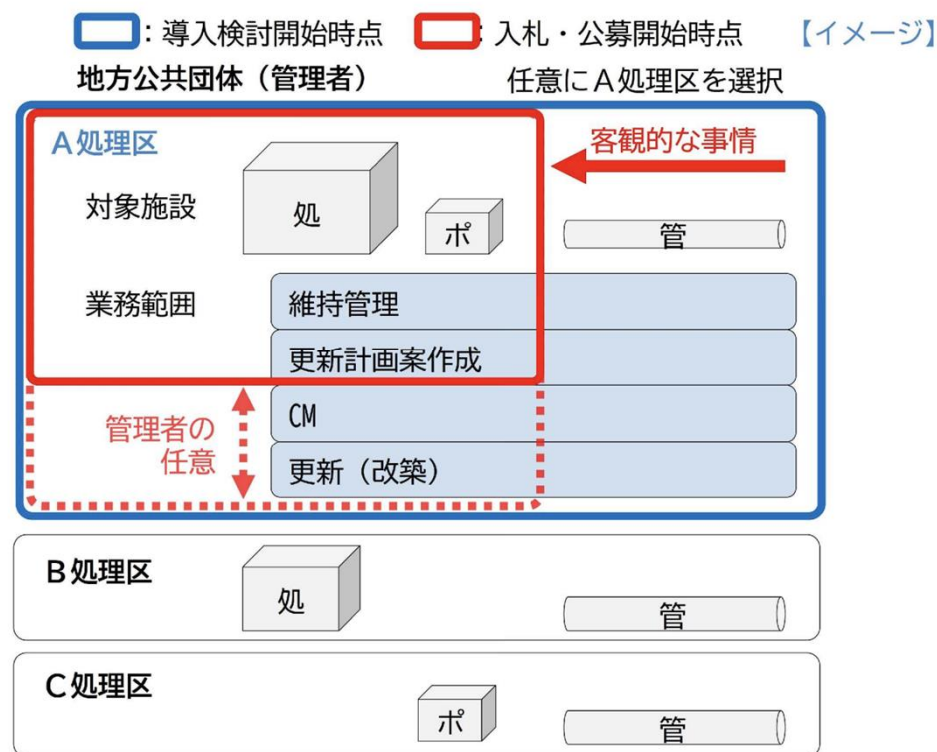
出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

対象施設・業務範囲の設定の考え方

まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等
- 少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始（書類要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基本ガイドライン基礎編（4.1、4.2）を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



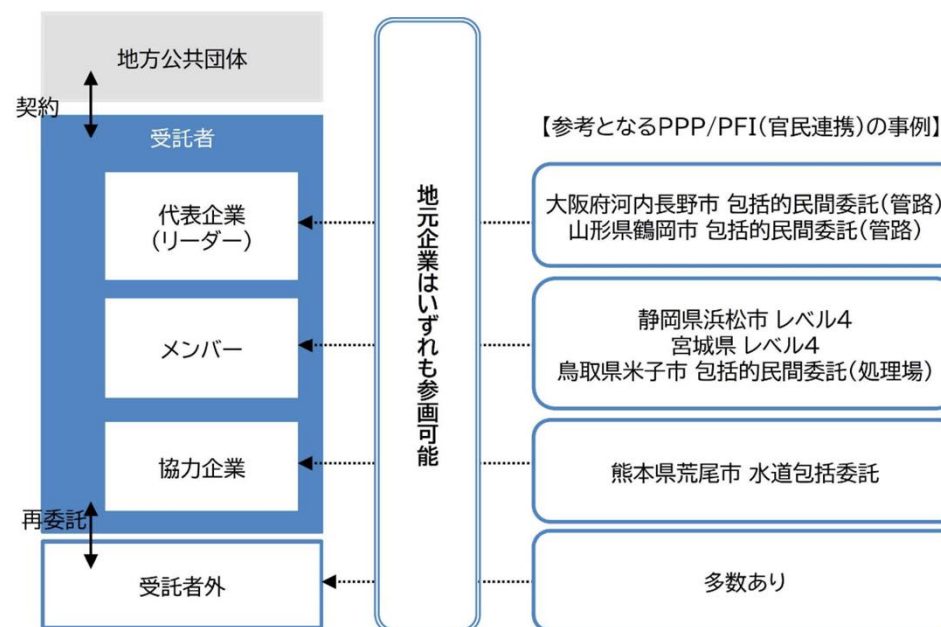
出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

地元企業の参画の考え方(1/2)

上下水道は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力が重要である。ウォーターPPPにおける地元企業の参画については、多様な対応が可能であるが、地域の実情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する。

- 地域の上下水道の実績を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、ウォーターPPPとの関係でも重要な存在
- ウォーターPPPにおける地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンが想定される

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

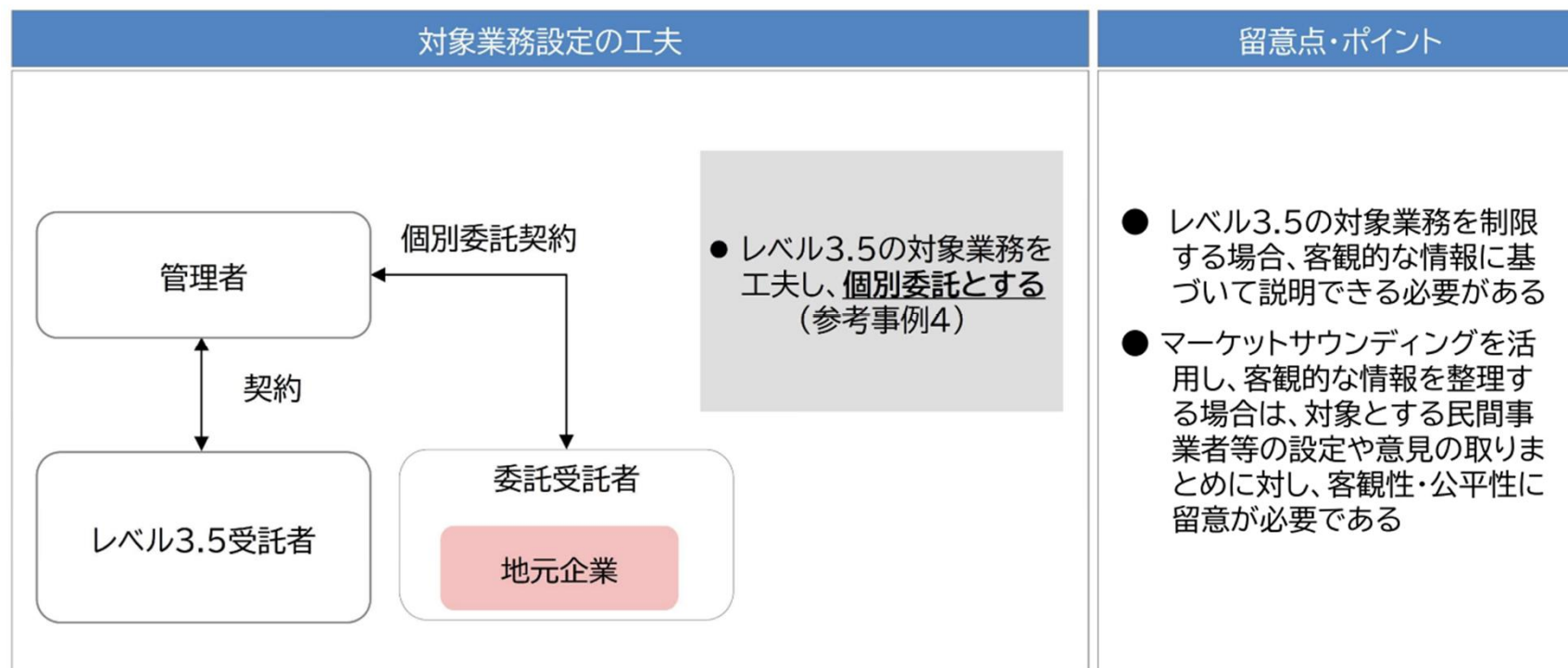


出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

地元企業の参画の考え方(2/2)

対象施設・業務範囲の設定の工夫によって、地元企業へ別途個別に業務委託することも考えられるが、この場合は当該業務を対象外としたことに関して、管理者は客観的な情報に基づいて説明できることが必要である。

図表 7-3 対象業務設定の工夫(例)



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

ウォーターPPP4要件 ①長期契約(原則10年)

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組みやすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定されうる例外は次の通り
 - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期限の切れ目までを対象範囲に含む場合
 - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をしたうえで事業期間を設定
 - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年程度のレベル3.5更新実施型
 - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、ガイドライン実施編第2章を参照）

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

ウォーターPPP4要件 ②性能発注

性能発注を原則とする。

ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

- 性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能
※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
- 性能規定の例は、次の通り
 - 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - 管路施設：人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検（下水道法施行5条の第12）を実施すること

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

ウォーターPPP4要件 ③管理・更新一体マネジメント(1/3)

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲（更新計画案作成）を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

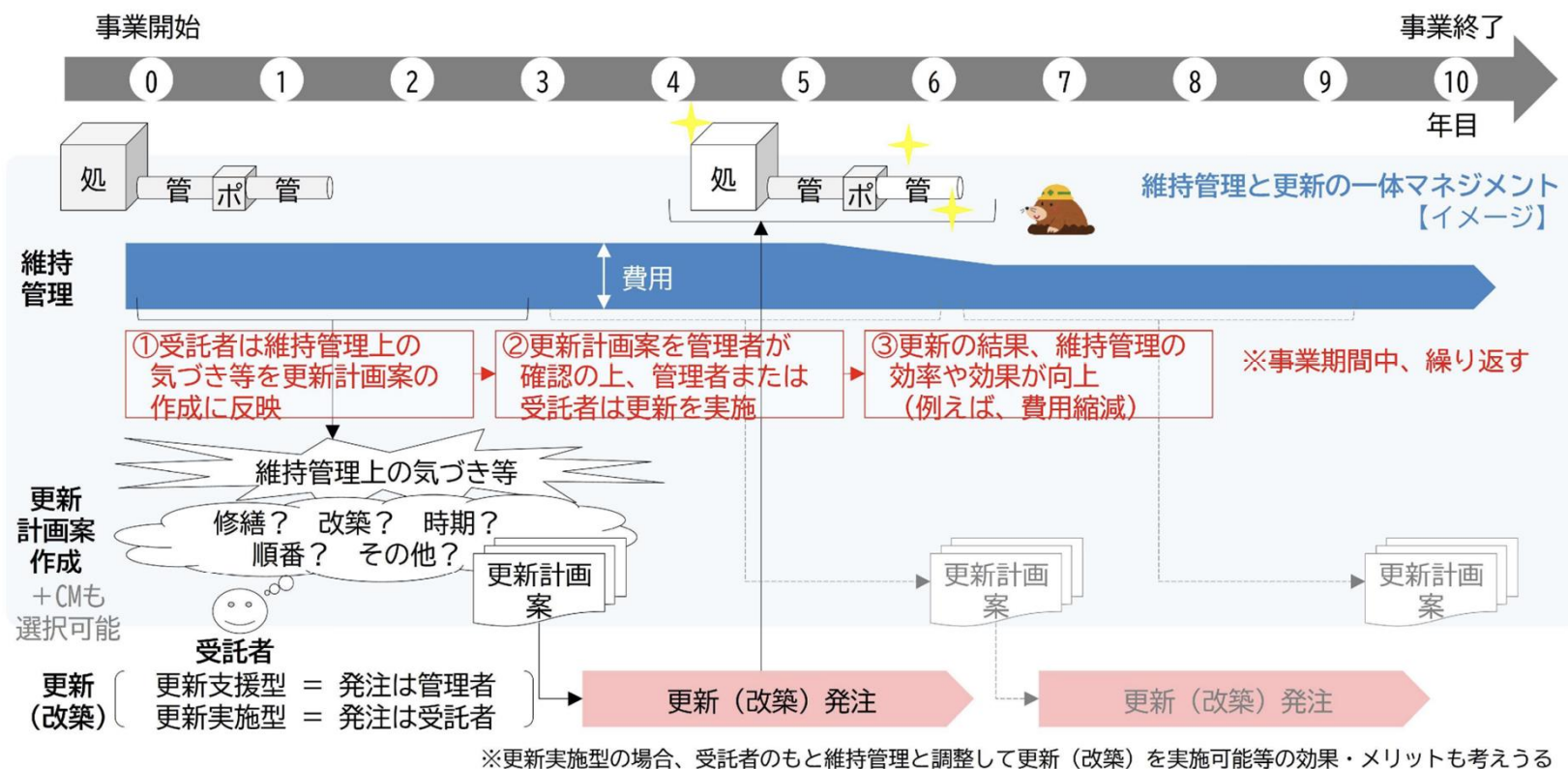
更新支援型	更新実施型
<p style="text-align: right;">【イメージ】</p> <p>■ 対象施設 本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">□対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合</p> <p>■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>	<p style="text-align: right;">【イメージ】</p> <p>■ 対象施設 本業務の対象となる施設は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) <p>■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 <p>□対象施設の改築(の発注)</p> <p>■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

ウォーターPPP4要件 ③管理・更新一体マネジメント(3/3)

- ①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者/受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上（例えば、費用縮減）することを事業期間中、繰り返すイメージ
- 更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものを想定

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月 国土交通省）

ウォーターPPP4要件 ④プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため**プロフィットシェア**の仕組みを導入することが必要。

- 「プロフィット」とは「費用削減分」をいい、「シェア」は費用削減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合（比率）は**管理者の任意**
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、**発動の有無は問わない**
- プロフィットシェアの発動条件は、**事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること**
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため**想定外**
- 受託者が**費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用削減分は受託者に帰属**

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

概要とポイント・留意点	
(参考)茨城県守谷市の先行事例	
受託者の改善提案	<p>(乙の改善提案)</p> <p>第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。</p> <p>2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。</p>
要求水準の変更	<p>(要求水準書の変更等)</p> <p>第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。</p> <p>2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。</p> <p>3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。</p> <p>4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。</p>
委託料の減額	<p>(要求水準書の変更に伴う措置)</p> <p>第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。</p> <p>2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。</p>
半分は削減しない	<p>3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。</p> <p>4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。</p>

出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

6

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較

対象施設と対象業務、設定する包括レベルについて

- 民間企業へのサウンディング調査の分析結果
- 現在実施している維持管理の委託状況
(施設・管路は、既にレベル2.5相当の包括的民間委託を導入済み)

対象施設と対象業務

対象施設：管路のみとする（施設は包括的民間委託実施中）

対象業務：管路の維持管理に関わるものを基本とする

包括レベル

現体制に近く、国が推進するウォーターPPPの管理・更新
一体マネジメント方式（レベル3.5）を採用する

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較(1/4)

業務分類		業務内容	第Ⅱ期 現包括	WPPP (案)	備考
維持 管理 業務	点検（マンホール等）	●計画的点検・調査業務 管路施設・マンホールの巡視点検業務	○	○	異常箇所早期発見が目的 対象管渠前後のマンホールと5年に1回の点検が必要な箇所が対象
	点検（排水樋管樋門）	●計画的点検・調査業務 排水樋管樋門点検業務	○	○	河川構造物（樋門・樋管）の法定点検及び通常点検（1回/年）により健全度を判定
	調査 ・計画調査	●計画的点検・調査業務 下水道本管調査業務（目視、TVカメラ）	○	○	SM計画に定める箇所、Φ800mm未満の管渠は原則「テレビカメラ調査」その他は「潜行目視調査」
	管渠維持管理業務 ・緊急調査	●緊急調査・清掃および応急修繕業務 下水道管路緊急調査業務	○	○	通報、巡視および点検等により発見した不具合の状況を確認するための調査
	管渠維持管理業務 ・管路等清掃	●管路等清掃業務 （計画清掃業務）	○	○	市が想定する実施数量を基に、計画的に実施する清掃
		●管路等清掃業務 （緊急清掃業務）	○	○	通報、点検等で発見した詰まり等に速やかに対処する清掃
管渠維持管理業務 ・応急修繕	●緊急調査・清掃および応急修繕業務 下水道管路緊急修繕業務	○	○	通報、巡視および点検等により発見した不具合（マンホールのずれや道路陥没補修等の軽微な損傷等）の応急的な修繕。	

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較(2/4)

業務分類		業務内容	第Ⅱ期 現包括	WPPP (案)	備考
維持 管理	草刈	●草刈業務 下水道敷地内草刈業務、他	○	○	水路敷等の下水道用地の草木によつて、維持管理上の支障発生を防止する事前の草刈
工事	修繕 ・緊急修繕（小規模 修繕）	●緊急修繕（小破修繕）業 務	○	○	地域住民からの連絡、巡視・点検等で明らかとなった施設の不具合を解消する SM計画によらず、緊急的に実施する工事 （少額随契：200万円/件）以下
	修繕 ・計画修繕	●計画的修繕業務 下水道本管修繕業務	無し	○	SM計画で健全度Ⅰ・Ⅱと判断された1スパン未満の部分的な補修で適切な機能回復が可能な修繕 （少額随契：200万円/件）以下

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較(3/4)

業務分類		業務内容	第Ⅱ期 現包括	WPPP (案)	備考
住民 対応 業務	通報初動 (平日・日中) 890件/年(想定値)	●住民対応および非常時対応業務 通報初動業務(平日日中)	○	○	平日日中(8:30~17:15)に通報等を受け、現地確認と軽微な対策等を実施
	通報初動 (休日・夜間) 80日/年(想定値)	●住民対応および非常時対応業務 通報初動業務(休日夜間)	○	○	休日、平日夜平日に通報等を受け、現地確認と軽微な対策等を実施
	通報初動業務 (事故対応) 20回/年(想定値)	●住民対応および非常時対応業務	無し	○	委託者又は宿直(秋田市上下水道サービス株式会社)から受託者へと油漏れ等の事故発生の連絡が入り、現地確認および対策等を実施
災害 対応 業務	非常時緊急対応業務 風水害対応等 3回/年(想定値)	●住民対応および非常時対応業務 非常時緊急対応業務	○	○	●風水害対応業務 降雨や河川の増水状況に応じた非常時緊急対応業務(排水ポンプや発電機の設置・撤去等) ●地震対応業務 災害協定で定めている内容 ※夜間・休日等を問わず実施
問題 解決 等 業務	水質調査 合流改善モニタリング	●問題解決・水質調査業務 雨天時放流水質調査業務	○	○	下水道法施行令で定められる合流式下水道の雨天時放流水質基準が遵守できているかの調査(1降雨の総降雨量が10~30mm)

現行包括とウォーターPPP業務パッケージ案の比較(4/4)

業務分類		業務内容	第Ⅱ期 現包括	WPPP (案)	備考
計画業務	計画策定・見直し	●ストックマネジメント計画見直し業務	第Ⅰ期 ○ 第Ⅱ期 対象外	○	ストックマネジメント計画は10年の間に3回の見直しを予定
詳細設計	詳細設計	●詳細設計業務 改築計画の策定と併せ、緊急度判定Ⅰ、Ⅱと判定されたものについての詳細設計	無し	○	図面作成、数量計算書作成まで
統括管理業務	データ管理	●下水道管路台帳更新データ作成業務 台帳管理業務	○	○	市が管理する下水道台帳への維持管理情報の反映に必要なデータ作成までを実施（下水道台帳へのデータ反映は含まない）
	統括管理	●統括管理業務 統括管理業務	○	○	維持管理業務、工事業務、問題解決業務、住民対応業務等の全体把握し、一元的な管理を実施 必要な部署へと連絡・引継ぎ、情報を集約・整理（資料作成等） 更新計画案の作成

【別添】ウォーターPPP導入後の詳細設計の業務区分

区分	作業項目
ウォーターPPP 受託者	調査 ↓ 設計計画 ↓ 各種計算 ↓ 耐震設計 ↓ 図面作成 ↓ 数量計算 ↓
秋田市	設計積算 ↓ 改築工事の発注

秋田市ウォーターPPPの実施体制(例)



7

参加資格要件について

参加資格要件 入札に参加する者の構成(案)

現在の管路包括の要件

入札に参加する者の構成は次のとおりとする。

1. 入札に参加する者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。
2. 共同企業体は、本入札公告の別添「秋田市下水道管路維持管理包括業務委託共同企業体取扱要綱」に示す取扱いとする。

参加要件 入札に参加する者に必要な要件(案)に関する事項

入札に参加する者に必要な要件に関する事項

現在の管路包括の要件

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)および(3)に定める共同企業体の構成員の要件を満たす者による自主結成とする。
- イ 構成員数は2社以上とする。
- ウ 各構成員の出資比率は問わない。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- エ 各構成員は他の企業体の構成員となることができない。また中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が構成員となる場合は、その組合員は他の企業体の構成員になることはできない。
- オ 代表者は本業務委託の履行責任者として、仕様書に定める条件を満たす業務責任者を専任で配置できること。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

構成員には、秋田市の管渠更生工事A級に登録されている者を1社以上含むこと。

参加要件 入札に参加する者に必要な要件(案)に関する事項

入札に参加する者に必要な要件に関する事項

現在の管路包括の要件

(3) 共同企業体の全ての構成員に必要な要件

- ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に契約を締結することができる営業所等を有していること。
- イ 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の建設業者等級格付名簿又は測量等有資格業者名簿に登録されていること。ただし、測量等有資格業者を構成員とする場合は、土木関係建設コンサルタント業務下水道部門に登録されているものとする。
- ウ **営業年数が6年以上あること。**
- エ **本業務委託を構成する一部の業務について元請けとしての業務実績があること。**
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間中でないこと。
- キ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ク 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められるものでないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
維持管理業務	点検（マンホール等）	●計画的点検・調査業務 管路施設・マンホールの巡視点検業務	【必須】 ①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 【以下のいずれか】 ②下水道管理技術認定（管路施設） ③下水道管路管理技士（総合技士） ④下水道管路管理技士（主任技士） ⑤下水道管路管理技士（専門技士） ⑥※補足欄	※調査業務のみ下水道管路管理技士（専門技士:調査部門） ※清掃業務のみ下水道管路管理技士（専門技士:清掃部門）
	点検（排水樋管樋門）	●計画的点検・調査業務 排水樋管樋門点検業務		
	調査 ・計画調査	●計画的点検・調査業務 下水道本管調査業務（目視、TVカメラ）		
	管渠維持管理業務 ・緊急調査	●緊急調査・清掃および応急修繕業務 下水道管路緊急調査業務		
	管渠維持管理業務 ・管路等清掃	●管路等清掃業務 （計画清掃業務）		
●管路等清掃業務 （緊急清掃業務）				

参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
維持管理業務	管渠維持管理業務 ・応急修繕	●緊急調査・清掃および応急修繕業務 下水道管路緊急修繕業務	【以下のいずれか】 ①技術士・総合技術監理部門 (下水道) ②技術士・上下水道部門 (下水道) ③下水道管路管理技士 (総合技士) ④下水道管路管理技士 (主任技士) ⑤下水道管路管理技士 (専門技士:修繕・改築部門) ⑥一級・二級土木施工管理技士 ⑦下水道管路施設に係る業務経験 10年以上	—
	草刈	●草刈業務 下水道敷地内草刈業務、他	【必須】 ①一級・二級造園施工管理技士	—

参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
工事	修繕 ・緊急修繕（小規模修繕）	●緊急修繕（小破修繕）業務	【以下のいずれか】 ①一級土木施工管理技士 ②技術士・総合技術監理部門（下水道） ③技術士・上下水道部門（下水道）	工事現場には、建設業法に基づく技術者（監理技術者または主任技術者）の配置が必要
	修繕 ・計画修繕	●計画的修繕業務 下水道本管修繕業務		
住民対応業務	通報初動 （平日・日中） 890件/年（想定値）	●住民対応および非常時対応業務 通報初動業務（平日日中）	—	—
	通報初動 （休日・夜間） 80日/年（想定値）	●住民対応および非常時対応業務 通報初動業務（休日夜間）	—	—
	通報初動業務 （事故対応） 20回/年（想定値）	●住民対応および非常時対応業務	—	—

※住民対応業務の想定対応数は、過去リストを踏まえて決定

参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
災害対応業務	非常時緊急対応業務 風水害対応等 3回/年(想定値)	●住民対応および非常時対応業務 非常時緊急対応業務	—	—
問題解決等業務	水質調査 合流改善モニタリング	●問題解決・水質調査業務 雨天時放流水質調査業務	—	—

参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
計画・管理	計画策定・見直し	●ストックマネジメント計画見直し業務	【以下のいずれか】 ①技術士・総合技術監理部門（下水道） ②技術士・上下水道部門（下水道）	同一業務内での照査技術者と管理技術者の兼務は不可
	データ管理	●下水道管路台帳更新データ作成業務 台帳管理業務	【以下のいずれか】 ①技術士・総合技術監理部門（下水道） ②技術士・上下水道部門（下水道） ③下水道管路管理技士（総合技士） ④下水道管理技術認定（管路施設） ⑤一級土木施工管理技士	—
	統括管理	●統括管理業務 統括管理業務	【以下のいずれか】 ①技術士・総合監理部門（下水道） ②技術士・上下水道部門（下水道） ③下水道管路管理技士（総合技士） ④一級土木施工管理技士	統括管理業務責任者との兼務は可とし、それ以外の業務における業務責任者との兼務は不可

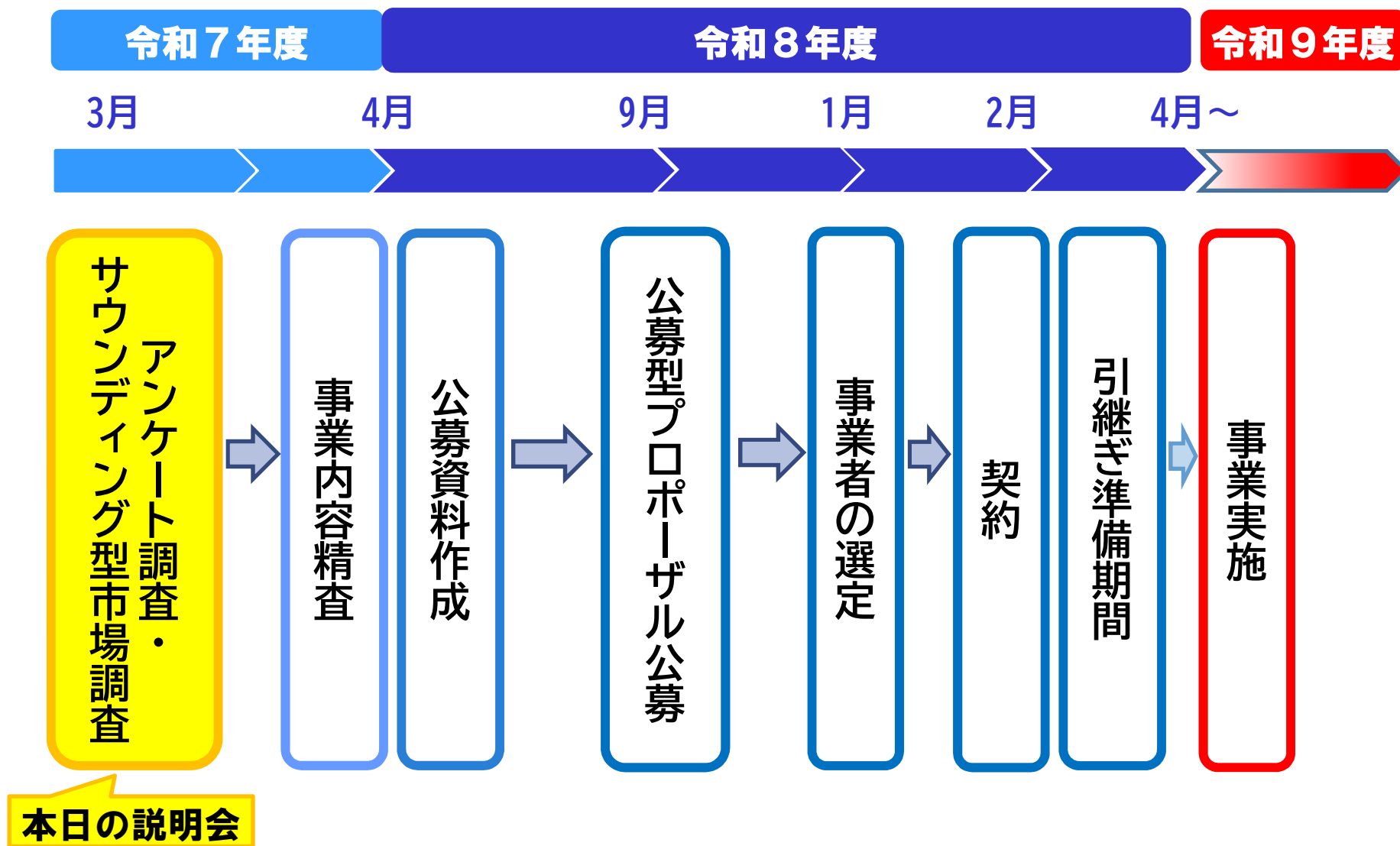
参加資格要件 配置予定技術者(案)

業務分類		業務内容	業務経験・資格	補足
詳細設計	詳細設計	<p>●詳細設計業務 改築計画の策定と併せ、緊急度判定Ⅰ、Ⅱと判定されたものについての詳細設計</p>	<p>【以下のいずれか】</p> <p>①技術士・総合技術監理部門 (下水道)</p> <p>②技術士・上下水道部門 (下水道)</p>	<p>同一業務内での照査技術者と管理技術者の兼務は不可</p>

8

今後のスケジュール

スケジュールについて



◆令和8年9月より公募開始、令和9年4月から実施予定

アンケートご回答のお願い

アンケート調査にご回答いただきますようお願いいたします。

○アンケート調査

回答締切：令和8年3月27日（金）

※アンケート調査票をメールにてお送りします。
以下のアドレスにメールで提出をお願いいたします。

➡E-mail：ro-swcs@city.akita.lg.jp

ご清聴ありがとうございました。